

環岐阜地区医療介護情報共有協議会

個人情報保護規程

(第1版)

平成31年2月14日

環岐阜地区医療介護情報共有協議会

目次

- 第1章 総則（第1条, 第2条）
- 第2章 安全管理措置
 - 第1節 組織的安全管理措置（第3条—第16条）
 - 第2節 人的安全管理措置（第17条）
 - 第3節 物理的安全管理措置（第18条—第24条）
 - 第4節 技術的安全管理措置（第25条—第33条）
- 第3章 個人情報の取扱い
 - 第1節 個人情報の取得・保有等（第34条—第43条）
 - 第2節 第三者提供の制限（第44条—第46条）
- 第4章 保有個人データの開示等の請求等（第47条）
- 第5章 個人データの委託の取扱い（第48条）
- 第6章 雑則（第49条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、環岐阜地区医療介護情報共有協議会（以下「協議会」という。）が医・歯・薬・介護連携ネットワーク TGP ネットワーク（以下「本ネットワーク」という）を運営するにあたって保有する個人情報その他個人に関する情報（以下「個人情報等」という。）の適切な管理のために必要な事項を定めることにより、協議会の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 協議会における個人情報等の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日個人情報保護委員会、厚生労働省。以下「ガイダンス」という。）、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版（平成29年5月厚生労働省）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年11月個人情報保護委員会）その他関係法令の定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

なお、保護法に基づく匿名加工情報等の取扱いについては「匿名加工情報等取扱規程」において、別途定めるところに従うものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

一 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

ロ 個人識別符号が含まれるもの

二 「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、保護法で定めるものをいう。

イ 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

ロ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

三 「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見、その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして保護法第2条第3項、政令第2条、規則第5条で定める記述等が含まれるものをいう。

四 「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合体、又はコンピュータを用いていない場合であっても、書面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、生年月日など）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態においているものをいう。

五 「個人データ」とは「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

- 六 「保有個人データ」とは、個人データのうち、協議会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行なうことのできる権限を有するものであって、以下のものを除く。
- イ その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの。
 - ロ 6ヶ月以内に消去する（更新することは除く。）こととなるもの。
- 七 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 八 「患者」とは、本ネットワークに参加同意して、情報共有を許可した者をいう。
- 九 「患者等」とは、本ネットワークに参加の同意、参加の変更等を行う患者又は患者の代理人をいう。
- 十 「構成員」とは協議会の委員、協議会の顧問、個人情報保護管理責任者、個人情報保護管理者、個人情報取扱担当責任者、個人情報取扱担当者をいう。
- 十一 「参加施設」とは本ネットワークを利用して情報共有を行う施設で、病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、地域包括支援センター等を参加施設という。
- 十二 「施設管理者」とは参加施設における本ネットワークの管理者であり、自施設に所属する利用者の運用に関して責務を負う。
- 十三 「利用者」とは参加施設に所属する従事者で、本ネットワークを利用する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー、ヘルパー、事務職員等をいう。
- 十四 「TGP ID」とは、本ネットワークに参加同意した患者に割り当てられる16桁の番号をいう。

第2章 安全管理措置

第1節 組織的安全管理措置

（個人情報保護管理責任者）

第3条 協議会に、個人情報保護管理責任者を置き、協議会の運用管理責任者をもって充てる。

2 個人情報保護管理責任者は、協議会における情報セキュリティ対策と個人情報を含むすべての情報の管理を統括する。

（個人情報保護管理者）

第4条 協議会に、個人情報保護管理者1人を置き、協議会事務局の事務局長をもって充てる。

2 個人情報保護管理者は、個人情報保護管理責任者を補佐するとともに、事務における個人情報の取り扱い状況を管理・監督する。

（個人情報取扱担当責任者）

第5条 協議会事務局に個人情報取扱担当責任者を置き、個人情報保護管理者が指名する。

2 個人情報取扱担当責任者は個人データを取り扱う事務に従事する。

（個人情報取扱担当者）

第6条 協議会事務局に個人情報取扱担当者を置き、個人情報取扱担当責任者の指示のもと、個人情報を取り扱う事務に従事する。

（運用監査責任者）

第7条 協議会に、運用監査責任者1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 運用監査責任者は、TGPネットワークの運用及び個人情報の管理の状況について監査する。

3 運用監査責任者は、必要に応じて、監査実施の補助者を指名することができる。

（個人情報の適切な管理のための委員会等）

第8条 協議会が保有する個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため、必要があると認めるときは、専門部会を置く。

2 専門部会に関する必要な事項は、別に定める。

（個人情報取扱担当責任者の責務）

第9条 個人情報取扱担当責任者は、協議会の個人データを取扱う業務に従事する際、保護法、その他の関連法令、この規程及びその他、個人情報保護管理者の指示した事項に従い、個人情

報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

2 個人情報取扱担当責任者は、個人情報の漏えい等、保護法、その他の関連法令及びこの規程に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに個人情報保護管理者に報告するものとする。個人情報取扱担当責任者から、当該報告を受けた個人情報保護管理者は速やかに個人情報保護管理責任者に報告するものとする。

(個人情報取扱担当者の責務)

第10条 個人情報取扱担当者は、協議会の個人情報を取扱う業務に従事する際、保護法、その他の関連法令、この規程及びその他、個人情報保護管理者及び個人情報取扱担当責任者の指示した事項に従い、個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

2 個人情報取扱担当者は、個人情報の漏えい等、保護法、その他の関連法令及びこの規程に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに個人情報取扱担当責任者へ報告し、個人情報取扱担当責任者が不在の場合は個人情報保護管理者へ報告するものとする。

(規程に基づく運用状況の記録)

第11条 協議会事務局は、この規程に基づく運用状況を確認するため、システム上で下記の事項を記録する。(ただし、項目五については、委託先から受領した証明書等により確認するものとする。)

- 一 個人情報の取得及び個人情報データベース等への入力状況
- 二 個人情報データベース等の利用・出力状況の記録
- 三 個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況
- 四 個人データ等の削除・廃棄記録
- 五 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
- 六 個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、利用者の情報システムの利用状況(ログイン実績、アクセスログ等)

(情報漏えい事案等への対応)

第12条 個人データの漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応は、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」(平成29年個人情報保護委員会告示第1号)に基づき、別途定める「情報漏えい事案等対応手続」に定めるところによる。

(苦情への対応)

第13条 協議会事務局は、保護法、ガイドンス又はこの規程に関し、外部からの苦情の申出を受けた場合には、個人情報保護管理者が適切に対応するものとする。

2 外部からの苦情により情報の漏洩が疑われる場合は、第12条に記載の対応を取ることとする。

(監査)

第14条 運用監査責任者は、個人情報の適切な管理を検証するため、この規程に規定する措置の状況を含む協議会における個人データの管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査(外部監査を含む。以下同じ。)を行い、その結果を個人情報保護管理責任者および協議会会長に報告するものとする。

(点検)

第15条 個人情報保護管理者は、個人データの記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を個人情報保護管理責任者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第16条 個人情報保護管理責任者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から個人データの適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第2節 人的安全管理措置

(教育研修)

第17条 個人情報保護管理責任者は、個人情報を取扱う個人情報取扱担当責任者、個人情報取扱担当者、施設管理者、その他関係者に対し、個人情報の取扱いについて理解を深め、特定個人情報その他の個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第3節 物理的安全管理措置

(個人データを取り扱う区域の管理)

第18条 協議会は個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及びその他の個人データを取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、それぞれの区域に対し、次の各号に従い以下の措置を講じる。

一 管理区域

入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等の制限を行うものとする。なお、管理区域の設置場所については医・歯・薬・介護連携ネットワーク「TGP ネットワーク」システム運用管理規程の第8条に、入退室管理については、医・歯・薬・介護連携ネットワーク「TGP ネットワーク」システム運用管理規程の第9条に定めている。

二 取扱区域

イ 可能な限り壁又は間仕切り等の設置をしたり、個人情報取扱担当責任者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等をするなど座席配置の工夫等を行うことにより、権限を有しない者による個人データの閲覧等を防止する。

(端末の限定)

第19条 協議会は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講じなければならない。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第20条 協議会事務局は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講じなければならない。

(端末の盗難防止等)

第21条 協議会事務局は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。

2. 個人データが記録された電子媒体又は、個人データが記載された書類等を、施錠できるキャビネットに保管する。

(電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止)

第22条 個人情報取扱担当責任者は、個人情報保護管理者が必要があると認める場合を除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄)

第23条 個人データの廃棄・削除段階における記録媒体等の管理は次のとおりとする。

一 協議会事務局は、個人データが記録された書類等を廃棄する場合、シュレッダー等による記載内容が復元不能までの裁断、外部の焼却場での焼却・溶解等の復元不可能な手段を用いるものとする。

二 協議会事務局は、個人データが記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いるものと

する。

三 協議会事務局は、個人情報データベース等中の個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を用いるものとする。

四 協議会事務局は、個人データ若しくは個人情報データベース等を削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、台帳に記録するものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第24条 協議会事務局は、個人データに係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じなければならない。

第4節 技術的安全管理措置

(アクセス制御)

第25条 協議会は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、パスワード、ICカード、生体情報等(以下「パスワード等」という。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

2 協議会は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)する。

(管理者権限の設定)

第26条 協議会は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、協議会事務局権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講じなければならない。

(アクセス記録)

第27条 協議会は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該個人データへのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存するとともに、アクセス記録を定期に又は随時に分析するために必要な措置を講じなければならない。

2 協議会は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じなければならない。

3 協議会は、個人データへのアクセス・ダウンロードの記録(ログ)については、不正が疑われる異常な記録の存否を、定期的に確認する。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第28条 協議会は、個人データを取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するためにファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じなければならない。

2 協議会は、情報システムへの外部からのアクセス状況の監視及び当該監視システムの動作の定期的な確認を行う。

3 監視システムは常時監視するものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第29条 協議会事務局は、不正プログラムによる個人データの漏えい、滅失文は毀損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講じなければならない。

(情報システムにおける個人データの処理)

第30条 協議会事務局は、個人データについて、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去しなければならない。個人情報保護管理者は、当該個人データの秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認しなければならない。

(暗号化)

第31条 個人情報保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために

必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報取扱担当責任者は、前項に規定する措置に基づき、その処理する個人データについて、当該個人データの秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(第三者の閲覧防止)

第32条 協議会事務局は、端末の使用に当たっては、個人データが第三者に閲覧されないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講じなければならない。

(バックアップ)

第33条 協議会事務局は、個人データの重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。

第3章 個人情報の取扱い

第1節 個人情報の取得・保有等

(利用目的の特定)

第34条 協議会が取り扱う個人情報はTGPネットワークの目的である「日々の診療・検査やケア等から得られた情報を関係する医療・介護等の多職種間において共有することによって、質の高い医療・介護サービス等を提供すること」のために利用される。

2 患者や施設から提供される個人情報は、それぞれ次のように使用、又は共有される。

一 同意書に記載の患者基本情報(氏名、性別、住所、電話番号、同意書PDF)は、患者基本情報として本ネットワークに登録される。患者基本情報は各施設から提供される診療情報・介護情報と紐づけるために使用する。また医療文書を作成する際の患者基本情報としても使用される。

二 診療情報共有除外設定依頼書に記載の事項は、診療情報を共有するにあたっての患者の意思として、システムに登録し、システムに反映させるために使用する。

三 参加施設から提供される患者に関する情報は、患者ひとりひとりへ適切な医療・介護を行うために共有される。

2 協議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(収集方法の制限)

第35条 個人情報の収集は、適法、かつ公正な手段によって行わなければならない。

(個人情報を収集する方法)

第36条 本ネットワークへの参加を希望する患者等から個人情報を取得する方法は、本人、又は代理人による本ネットワーク参加同意書を得なければならない。

(本ネットワークで共有される要配慮個人情報の収集)

第37条 本人又は代理人が本ネットワーク参加同意書を協議会に提出し、TGP IDによって診療情報の共有を希望した場合には、医療機関から要配慮個人情報を含む診療情報(病名、検体検査結果、処方、アレルギー情報等)が提供される。

(利用目的等の通知又は公表)

第38条 協議会は、「医・歯・薬・介護連携ネットワーク「TGPネットワーク」個人情報保護方針」をパンフレットやウェブページ上に公表する。

(データ内容の正確性の確保等)

第39条 協議会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを速やかに消去するものとする。

2 患者等から個人情報の開示、当該情報の訂正、追加、削除、参加撤回届の希望を受けた場合は、協議会事務局がすみやかに処理しなければならない。

3 利用者から個人データの内容に関して誤り等の報告を受けた場合には、協議会事務局は速やかに内容を確認の上、訂正しなければならない。

4 前項の事項について個人情報取扱担当責任者は個人情報保護管理者の指示により、訂正を行う。

(入力情報の照合等)

第40条 協議会事務局は、情報システムで取り扱う保有個人データの重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の保有個人データの内容の確認、既存の保有個人データとの照合等を行わなければならない。

(アクセス制限)

第41条 協議会は、保有個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人データの開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行なうことのできる者を個人情報取扱担当責任者に限定し、業務を行う上で必要最小限の範囲に限らなければならない。

2 アクセス権限を有しない構成員は、保有個人データにアクセスしてはならない。

3 個人情報取扱担当責任者は業務上の目的以外の目的で保有個人データにアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第42条 個人情報取扱担当責任者が業務上の目的で個人データを取り扱う場合であっても、協議会は、次に掲げる行為については、当該個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、個人情報取扱担当責任者は、個人情報保護管理者の指示に従って行わなければならない。

- 一 個人データの複製
- 二 個人データの送信
- 三 個人データが記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- 四 その他個人データの適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(個人データの取扱状況の記録)

第43条 個人情報保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該個人データの利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

第2節 第三者提供の制限

(第三者提供の制限)

第44条 協議会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(個人データの第三者提供)

第45条 協議会は、個人データを第三者に提供するときは、保護法第25条に基づき提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

2 協議会は、個人データを第三者提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講じなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認及び記録)

第46条 協議会は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、保護法第26条に基づき、確認並びに記録の作成及び保存をするものとする。

2 第三者提供を受ける際の詳細は別途定める。

第4章 保有個人データの開示等の請求等

(保有個人データの開示)

第47条 協議会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）に係る請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 協議会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

2 協議会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。この場合、協議会は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。

3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

第5章 個人データの委託の取扱い

(業務の委託等)

第48条 個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- 一 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- 二 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- 三 個人情報の複製等の制限に関する事項
- 四 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- 五 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- 六 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

2 個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する個人データの秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認しなければならない。

3 委託先において、個人データの取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人データの秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。個人データの取扱いに係る業務について再委託先が再々委託行う場合以降も同様とする。

4 個人データの取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

第6章 雑則

(雑則)

第49条 この規程に定めるもののほか、協議会が保有する個人情報等の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は平成31年2月14日より実施します。